

## 相続税関係

# 未成年者の養子縁組と遺産分割協議

### 1 はじめに

今回は下記のケーススタディのもとづいて、未成年者の養子縁組にかかる相続税実務について考察する。

- このケースでは下図のとおり、
- ・被相続人A、配偶者Bはすでに死亡。
  - ・相続人は、長男甲、次男乙およびAが養子縁組した孫C、D。
  - ・孫Cは成人しているが、孫Dは16歳で、遺産分割協議時点で未成年。
  - ・相続税の申告期限まであまり時間が残っていない。

Aの遺産分割協議にあたって、未成年者の孫Dについては、実母である長男甲の妻に親権者（法定代理人）として参加してもらう予定で実務を進捗させている。

### 2 親権の復活

「親権」とは、子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務である。

このケースでは未成年者の孫Dは、ABが死亡したことによって親権者がいなくなった。この場合、直ちに養子縁組の効果は解消するわけではなく、実親の親権も自動的に復活するわけではないことに留意したい。

### 3 未成年後見開始の申立て

未成年後見は、このケースのように未成年者に対して親権を行う者がいないときに家庭裁判

所に未成年後見開始の申し立てをし、未成年後見人を選任してもらう手続きをいう（民法840）。

未成年後見人は当該未成年者のために監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行う。未成年後見は、遺産分割協議だけでなく当該未成年者が成年に達するまで続く。

#### 【留意点】

- ・確実に実母が未成年後見人になるとは限らない。
- ・遺産分割協議にあたっては、未成年後見人には孫Dにも法定相続分程度の財産相続が裁判所から求められる。
- ・分割協議後も、裁判所に適時な報告義務がある。
- ・家庭裁判所での「申立」→「面談」→「審理」→「審判」の流れのなかで、約3カ月の日程が求められ、相続税の申告期限を徒過し、未分割として各種特例の適用が受けられないリスクがある。

### 4 死後離縁

未成年後見の別法として、養親ABとの養子離縁をすれば、孫Dについて実親の親権は復活する（民法811⑥）。これには家庭裁判所から「死亡した者との養子離縁」の許可を得る必要がある。許可が得られれば、裁判所で交付され

る書類を添えて市区町村役場に届出ることにより死亡した者との養子離縁（死後離縁）が成立する。

#### 【留意点】

この「死後離縁」の許可によれば当初の予定どおり甲の妻がDに代わって遺産分割協議に参加が見込まれるが、前述した3と同様に申立てから審判まで一定の日数を要するため、相続税の申告期限内に間に合わないことも考えられる。

### 5 おわりに

未成年者の養子がいる場合には相続税の申告期限内での遺産分割協議にむけて、親権をめぐる思わぬハードルが生じるケースがある。実務家としては早めの実務着手や相続発生前であれば遺産分割協議を要しない遺言書作成の勧奨も一考すべきではなからうか。

〔 右山研究グループ  
税理士 山本 晋也 〕

